

特集

著作権法の現代的課題について

近時の裁判例にみる 現代的な紛争について

—金魚電話ボックス事件とヤマハ音楽教室事件—

- I はじめに
- II 金魚電話ボックス事件
- III ヤマハ音楽教室事件
- IV おわりに



第二東京弁護士会会員

井奈波 朋子

Inaba, Tomoko

I

はじめに

著作権法は、文学・音楽・美術のような古典的著作物から、プログラムなどのような技術的性格を有する著作物まで幅広く取り扱う。さらに、上演・演奏のような古典的な利用方法から、インターネットにアップロードして公衆送信するといった現代的な利用方法のように、デジタル化と通信技術を背景に、著作物の利用方法も広がった。

近時は、インターネット上の著作権侵害が着目されがちであるが、古典的著作物に対する従来の利用方法による侵害についても未解決の問題が多い。それらを取り扱った最近の裁判例と

して、本稿では、金魚電話ボックス事件¹⁾とヤマハ音楽教室事件²⁾を取り上げる。いずれの事件も、第一審と控訴審において、判断が異なり、興味深い。

金魚電話ボックス事件は、現代美術の分野の裁判例である。現代美術では、アイデアやコンセプトが重要な意味を有する美術分野（コンセプチュアル・アート）が脚光を浴びている。しかし、著作権はアイデアやコンセプトを保護するものではないため、コンセプチュアル・アートが著作権法上保護されるかどうか、また、どのような条件において保護されるかは明確ではない。金魚電話ボックス事件は、現代美術におけるアイデアと表現の区別に関する一つの解決を示すものである。

1) 奈良地判令1・7・11、大阪高判令3・1・14 裁判所ウェブサイト

2) 東京地判令2・2・28、知財高判令3・3・18 裁判所ウェブサイト

ヤマハ音楽教室事件は、音楽教室における音楽の演奏に対する著作権料の支払いの要否が問題となった事件である。音楽教室における音楽の演奏は、コンサートなど人に鑑賞させるための演奏と異なり、演奏技術を習得するために行われる。本件は、このような演奏が著作物の利用に該当するか否かについて判断が示された。

II

金魚電話ボックス事件

1 事案の概要と争点

第一審原告・控訴人Xは現代美術家であり、公衆電話ボックス様の造作水槽内に金魚を泳がせ、受話器部分から気泡を発生させている公衆電話機が同造作水槽内に設置された作品(X作品)を制作した。第一審被告・被控訴人Yらは、同様のコンセプトの作品(Y作品)を展示していた。そのため、Xは、Y作品がXの複製権等を侵害すると主張し、制作の差止め等を求めて提訴した。

本件の主な争点は、X作品の著作物性と複製権侵害の成否である。

2 第一審の判断

(1) 著作物性について

第一審は、X作品の著作物性について、X作品の基本的な特徴を、①公衆電話ボックス様の造形物を水槽に仕立て、その内部に公衆電話機を設置した状態で金魚を泳がせていること、②金魚の生育環境を維持するために、公衆電話機を受話器部分を利用して気泡を出す仕組みであることと捉え、①はアイデアであり表現ではなく、②は公衆電話ボックスのなかで金魚を泳がせるアイデアを実現するための方法が限られているから創作性は認められないとし、著作物性を否定した。ただし、X作品自体は、「公衆電話ボックス様の造作物の色・形状、内部に設置

された公衆電話機の種類・色・配置等の具体的な表現においては、作者独自の思想又は感情が表現されている」との理由により、著作物性が肯定された。

(2) 複製権侵害の成否について

複製権侵害の成否に関しては、「著作権法は、思想又は感情の創作的な表現を保護するものであり、既存の著作物に依拠して作成、創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、著作物の複製には当たらないものと解される」との前提で、Xが同一性を主張する点(すなわち①外観上ほぼ同一形状の公衆電話ボックス様の造作水槽内に金魚を泳がせている点、②同造作水槽内に公衆電話機を設置し、公衆電話機を受話器部分から気泡を発生させる仕組みを採用している点)は著作権法上の保護の及ばないアイデアに対する主張であるから、Xの同一性に関する主張は理由がないとして侵害を否定した。

3 控訴審の判断

(1) 著作物性について

控訴審は、本物の公衆電話ボックスと異なる外観として、(a) 電話ボックスの多くの部分に水が満たされていること、(b) 電話ボックスの側面の4面とも、全面がアクリルガラスであること、(c) その水中には赤色の金魚が泳いでおり、その数は、展示をするごとに変動するが、少なくとも50匹、多くて150匹程度であること、(d) 公衆電話機を受話器が、受話器をかけておくハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、その受話部から気泡が発生していることを挙げ、(a)～(c)の点は創作性が現れているとは言えないが、(d)については創作性があると判断し、その上で(a)と(c)の点のみでは創作性を認めることはできないが、これに

(d) の点を加えることによって、すなわち「電話ボックス様の水槽に50匹から150匹程度の赤色の金魚を泳がせるという状況のもと、公衆電話機の受話器が、受話器を掛けておくハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、その受話部から気泡が発生しているという表現において、原告作品は、その制作者である控訴人の個性が発揮されており、創作性がある」とし、X作品は、このような表現方法を含む一つの美術作品として著作物性を有すると判断した。

(2) 複製権侵害の成否について

控訴審は、X作品とY作品に、公衆電話ボックス様の造作水槽に水が入れられ、水中に主に赤色の金魚が50匹から150匹程度、泳いでいる(上記(a)～(c))、公衆電話機の受話器がハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、その受話部から気泡が発生している(上記(d))、との共通点があることを認め、これら共通点は、X作品のうち表現上の創作性のある部分と重なり、Y作品のX作品に対する依拠性も認め、複製権侵害を肯定した。ただし、認容された損害賠償額は、合計55万円である。

4 検討

(1) 両判決の判断が分かれたポイント

著作権法により保護される著作物は、思想又は感情の創作的表現である(法2条1項1号)。「創作性」は創作者の何らかの個性が発揮されていれば足り、「表現」はアイデアと区別される具体的表現である。アイデアの表現方法が一つしか存在しない場合や、アイデアの表現方法が相当程度に制限される場合には、そのようなものを保護するとアイデアの独占を認める結果となるため、創作性が否定される(これは表現の問題のように思われるが、創作性の問題として捉

えるのが一般である³⁾)。

このような前提にたち、第一審および控訴審ともX作品の著作物性を肯定したのであるが、控訴審は、第一審がアイデアであるとして創作性を否定した(d)の特徴(「公衆電話機の受話器部分を利用して気泡を出す仕組み」)に創作性を見だし、著作物性を肯定した。そうすると、結論の違いを左右したのは、「公衆電話機の受話器部分を利用して気泡を出す仕組み」ないし「公衆電話機の受話器が、受話器をかけておくハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、その受話部から気泡が発生している」ことが創作的表現であるか否かという点に集約される。

(2) 創作的表現の具体的判断

アイデアを表現するための選択肢が限られる場合には創作性が否定されるが、アイデアと表現とを切り分ける基準は、必ずしも明確ではない。実際、第一審で創作性を否定した②の特徴を、控訴審では創作的表現と判断している。

控訴審は、判断の過程において、まず本物の公衆電話ボックスと異なる点に着目し、次に気泡を発生させる方法としてよく用いられるのは水槽内にエアストーンを設置することである等の理由により、ありふれた表現ではないと判断した。つまり、第一審が捉えた②の「仕組み」であっても、客観的に認識されるならば表現であり、他の表現方法があり得るなかで一般的でない表現方法を採用しているならば、創作性が認められると判断したと考えられる。

(3) 侵害の成否についての検討

複製権侵害が成立するためには、既存の著作物に依拠し、その内容および形式を覚知させるに足りるものを再製することが必要である。しかし、アイデア部分に依拠したとしても、既存

3) 東京地判平6・4・25 判時1509号130頁〔城の定義事件〕

の著作物に依拠したことにはならない⁴⁾。

第一審は、電話機の受話器がハンガー部から外され受話器部分から気泡が発生する点をアイデアとして捉え、アイデアが共通するに過ぎないから、表現を再製したのではなく、複製権侵害は成立しないとする。

これに対し、控訴審は、電話機の受話器がハンガー部分から外され気泡が発生しているという表現に創作性を認め、Y作品はその部分で既存の著作物と同一であり、かつ、依拠の事実も推認できると判断し、著作権侵害を認めた。電話機の受話器がハンガー部分から外され気泡が発生しているという表現を、アイデアでなく創作的表現とするならば、複製権侵害を認めることはあり得る帰結である。

私見であるが、控訴審は侵害と認定するにあたり、アイデアの独占という結果を生じさせないよう、ハンガー部分から気泡が発生するというアイデアをどのように作品におとしこんで表現しているのかについて具体的に認定した上で類似性を判断すべきであったと考える。

(4) 総括

アートの創作にあたり「アイデアをいただく」状況に近いケースで、著作権侵害に該当するか否かの判断が求められる場合、控訴審判決によれば、アイデアを実現するために他の表現方法があり得るかどうか、さらにいくつかの表現方法のうち一般的でない表現を再製することに当たらないかどうかを、厳密に精査することが求められる。ただし、現代美術におけるアイデアと表現の区別に関しては、更なる裁判例の積み重ねが必要といえる。

III

ヤマハ音楽教室事件

1 事案の概要

第一審原告・控訴人Xらは、音楽教室を運営する事業者である。Xらは、著作権管理事業者である一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)が、事業者らに音楽教室における楽曲の利用に対して著作権使用料を求めたことに対し、音楽教室での利用は法22条に定める「公衆に直接……聞かせることを目的」とした演奏に当たらないとの理由により、JASRACが管理する楽曲の使用に関わる請求権の不存在確認請求訴訟を提起した⁵⁾。

2 争点

著作権法22条は、著作権の支分権の一つである演奏権を、「著作者は、その著作物を、公衆に直接……聞かせることを目的として……演奏する権利を専有する。」と定める。本件の主な争点は、音楽教室における演奏が、著作権法22条の定める「公衆に直接……聞かせることを目的」とする演奏に該当するかどうかであり、その前提として、音楽教室における演奏主体(利用主体)が誰であるかが問題となる。

3 第一審の判断

第一審は、生徒による演奏と教師による演奏のいずれも、演奏主体はXら事業者であると認定した。その上で、演奏主体である事業者からみて、生徒は「公衆」にあたり、教師の演奏は、生徒に対し「直接聞かせることを目的」とし、生徒の演奏も他の生徒やその生徒自身に「直接聞かせることを目的」としていると判断した。第一審は、音楽教室における演奏が著作権法22

4) 最判平13・6・28民集55巻4号837頁〔江差追分事件〕

5) 一連の経過につき、音楽教室運営者らが結成した「音楽教育を守る会」のウェブサイト参照

条の演奏行為に該当するとし、Xらの請求を棄却した。

4 控訴審の判断

控訴審は、生徒による演奏の演奏主体は生徒であるとし、生徒の演奏行為は事業者による演奏に該当しないと判断した点において、第一審と異なる。

(1) 演奏主体について

まず、控訴審は、従前の判例を引用し、演奏主体の判断基準を示す。

「音楽教室における演奏の主体の判断に当たっては、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断するのが相当である（最高裁平成21年（受）第788号同23年1月20日第一小法廷判決・民集65巻1号399頁〔ロクラクⅡ事件最高裁判決〕参照。）」

(2) 演奏行為該当性

著作権法22条は、「公衆に直接……聞かせることを目的」とする演奏を対象としているため、演奏行為に該当するかどうかの判断にあたり、「公衆」の概念が問題となる。控訴審は、次のように、個人的な結合関係の有無により公衆性を判断する。

「著作権法22条は、演奏権の行使となる場合を『不特定又は多数の者』に聞かせることを目的として演奏することに限定しており、『特定かつ少数の者』に聞かせることを目的として演奏する場合には演奏権の行使には当たらないとしているところ、このうち、『特定』とは、著作権者の保護と著作物利用者の便宜を調整して著作権の及ぶ範囲を合目的な領域に設定しようとする同条の趣旨からみると、演奏権の主体と演奏を聞かせようとする目的の相手方との間に個人的な結合関係があることをいうものと解される。」

(3) 教師の演奏について

教師の演奏について、控訴審は、次のとおり、音楽教室事業者であるXらからみて、その生徒は「不特定」の者に当たり、「公衆」に該当すると判断し、第一審と同様の結論に至っている。

「控訴人らは、教師に対し、本件受講契約の本旨に従った演奏行為を、雇用契約又は準委任契約に基づく法的義務の履行として求め、必要な指示や監督をしながらその管理支配下において演奏させているといえるのであるから、教師がした演奏の主体は、規範的観点に立てば控訴人らであるというべきである。」

「教師の演奏行為が『公衆』に直接聞かせることを目的として演奏されたものであるといえるかは、規範的観点から演奏の主体とされた音楽教室事業者からみて、その顧客である生徒が『特定かつ少数』の者に当たらないといえるか否かにより決められるべきこととなる。」

「生徒が控訴人らに対して受講の申込みをして控訴人らとの間で受講契約を締結すれば、誰でもそのレッスンを受講することができ、このような音楽教室事業が反復継続して行われており、この受講契約締結に際しては、生徒の個人的特性には何ら着目されていないから、控訴人らと当該生徒が本件受講契約を締結する時点では、控訴人らと生徒との間に個人的な結合関係はなく、かつ、音楽教室事業者としての立場での控訴人らと生徒とは、音楽教室における授業に関する限り、その受講契約のみを介して関係性を持つにすぎない。そうすると、控訴人らと生徒の当該契約から個人的結合関係が生じることはなく、生徒は、控訴人ら音楽事業者との関係において、不特定の者との性質を保有し続けると理解するのが相当である。」

(4) 生徒の演奏について

原審と控訴審の違いは、生徒の演奏に関する判断にある。原審は、生徒の演奏の主体も事業

者と捉えているが、控訴審は、次のように生徒自身であると判断した。

「生徒は、専ら自らの演奏技術等の向上のために任意かつ自主的に演奏を行っており、控訴人らは、その演奏の対象、方法について一定の準備行為や環境整備をしているとはいえ、教授を受けるための演奏行為の本質からみて、生徒がした演奏を控訴人らがした演奏とみることは困難といわざるを得ず、生徒がした演奏の主体は、生徒であるというべきである。」

5 検討

演奏権の及ぶ演奏行為は、「公衆に直接……聞かせることを目的」として行われる演奏である。したがって、独習で音楽を演奏するのであれば、演奏権は及ばない。しかし、音楽教室において、誰かに教えるまたは教えてもらうため演奏する場合、必然的に自分以外の者が存在する。著作権法22条の「公衆」に直接聞かせることを目的とした演奏に該当するか否かの判断にあたっては、まず演奏主体が誰かを確定し、演奏主体との関係において個人的結合関係の有無が検討される。この検討過程は、第一審および控訴審いずれも同様である。

(1) 演奏主体

演奏主体は、演奏行為を規範的に判断し認定され、実際の演奏行為を行う者に限定されない。利用行為の主体を判断する基準を示した判例として、第一審および控訴審ともロクラクⅡ事件を引用する。ロクラクⅡ事件は、複製権侵害、公衆送信権侵害および送信可能化権侵害が問題となった事件であるが、控訴審判決で言及されているような諸要素を考慮し、「枢要な行為」を行う者が利用主体であるとする。

ただし、第一審と控訴審は、いずれもロクラ

クⅡ事件を引用しているものの、若干のニュアンスの違いがある。つまり、第一審は、枢要な行為を管理支配下において行うとの基準を示すのに対し、控訴審は、「枢要な行為」には言及せず、諸事情を考慮するとの基準を示すのみである。したがって、控訴審は、より判断基準の柔軟性を高めた印象を受ける。

(2) 「公衆」性

著作権法上、公衆は特定かつ多数の者を含む(法2条5項)と規定されるが、公衆の定義は存在しない。多数の者が公衆に該当し、特定かつ少数の者が除外されることには問題がない。判例⁶⁾によれば、不特定の者は公衆に該当するので、特定・不特定を区別する基準が問題となる。

第一審は、「特定」の者に該当するかどうかは、「利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかにより判断すべき」とし、控訴審も同様の基準を用いている。これは、従前の裁判例⁷⁾を踏襲したものである。

(3) 教師の演奏と生徒の演奏

第一審および控訴審はほぼ同一の基準を用いつつ、結論を異にする。判断が分かれた点は、生徒の演奏について、演奏主体を事業者と捉えるか、生徒自身と捉えるかである。

第一審・控訴審とも、教師の演奏については、事業者が、教師に対し、雇用契約又は準委任契約に基づく法的義務の履行として受講契約の本旨に従った演奏行為を求め、必要な指示や監督をしながらその管理支配下において演奏させているといえることから、演奏の主体を規範的に捉え、Xら事業者であると判断した。しかし、生徒の演奏について、第一審は、事業者を演奏主体と判断したのに対し、控訴審は、生徒の演奏を専ら自らの演奏技術等の向上のための任意かつ自主的な演奏と捉え、演奏主体は生徒

6) 最判平23・1・18 判時2103号124頁〔まねきTV事件最高裁判決〕

7) 名古屋地判平15・2・7 判時1840号126頁〔ダンス教室事件〕

であると判断した。

しかし、控訴審の結論に対しては、グループレッスンにおける生徒の演奏であっても妥当するかという疑問が生じる。さらに、控訴審によれば、生徒の演奏の利用主体は生徒であると判断されているから、生徒の演奏が演奏権侵害になるのではないか、との疑問も生じる。この点、控訴審は、「生徒の演奏は、本件受講契約に基づき特定の音楽教室事業者の教師に聞かせる目的で自ら受講料を支払って行われるものであるから、『公衆に直接（中略）聞かせることを目的』とするものとはいえ」と判断しているが、グループレッスンにおける生徒の演奏をこのように一くりにできるのか疑問が残る。また、グループレッスンが問題になるとする

と、さらに進んでグループレッスンと個人レッスンとは別扱いとなるのかも問題になり得ると考えられる。

IV おわりに

金魚電話ボックス事件判決は確定しているが、ヤマハ音楽教室事件については、当事者双方から上告および上告受理申立てがされ、控訴審判決は確定していない。著作権の基本的な利用行為に関わる問題であるが、上記のとおり、控訴審判決にも不透明な部分が残されているため、最高裁判所の判断を待つ必要がある。